

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

遠賀町長 様

届出者

住所
氏名
(Tel

)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
- (5) 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1. 地区名 (田園・別府 木守 木守・浅木 遠賀川駅南(A・B・C)) 地区

2. 行為の場所 遠賀町

3. 行為の着手予定日 年 月 日 4. 行為の完了予定日 年 月 日

5 設計 又は 施行 方法	(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
	(2) 又は 建 築 作 物 の 建 築 設	(イ) 設計 の 概 要	(イ)行為の種類(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
				届出部分	届出以外の部分	合計	
			(i)敷地面積			m ²	
			(ii)建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
			(iii)延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		(iv)高さ	地盤面から m				
		(v)用途					
	(3)建築物等 の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積		m ²			
		(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途				
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容					
(5)木竹の伐採		伐採面積			m ²		

備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載し、その内容の確認ができる図面・書類等を添付すること。
3. 同一の土地の区域において2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

受付欄

適合通知書

遠 都 第 号

年 月 日

様

遠賀町 都市計画課長

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、届出のありました上記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので、通知します。

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

遠賀町長 様

届出者

住所
氏名
(Tel)遠賀町大字今古賀513番地
遠賀 太郎

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
 (2) 建築物の建築又は工作物の建設
 (3) 建築物等の用途の変更
 (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
 (5) 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

※30日前までに届出
 ・31の月は翌月の同日以降
 ・30の月は翌月の同日+1日以降

記

1. 地区名	(田園・別府 木守 木守・浅木 遠賀川駅南(A・B・C)) 地区
2. 行為の場所	遠賀町大字今古賀513番地
3. 行為の着手予定日	年 月 日
4. 行為の完了予定日	年 月 日

5 設計 又は 施行 方法	(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²	
	(2) 又は 建 築 物 の 建 築 設	(イ) 行為の種類 (建築物の建築・工作物の建設)	(新築) 改築・増築・移転			
				届出部分	届出以外の部分	合計
			(i) 敷地面積			200.00 m ²
			(ii) 建築又は建設面積	80.00 m ²	0.00 m ²	80.00 m ²
			(iii) 延べ面積	120.00 m ²	0.00 m ²	120.00 m ²
		(iv) 高さ	地盤面から		9.70 m	
		(v) 用途	一戸建て住宅			
	(3) 建築物等 の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	m ²			
		(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m ²		

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載し、その内容の確認ができる図面・書類等を添付すること。
- 同一の土地の区域において2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

受付欄

適合通知書

遠 都 第 号

年 月 日

様

遠賀町 都市計画課長

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、届出のありました上記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので、通知します。